

平成 2 9 年 8 月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会

平成29年8月結城市教育委員会定例会

- 日 時 平成29年8月25日（金曜日）
- 場 所 駅前分庁舎 多目的スペース会議室
- 出席委員 中村義明委員長
北嶋節子委員
岩崎勤委員
小林仁教育長
- 教育委員会事務局
学校教育課長 西村規利，指導課長 渡辺昭登
生涯学習課長 田中真一，スポーツ振興課長 妻木克浩
給食センター所長 石川好次
学校教育課長補佐兼施設係長 佐山敦勇
学校教育課学務係長 石井智之

1 報告事項

- (1) 報告第25号 結城市教育委員会事務決裁規程の一部変更について
- (2) 教育長報告

2 その他

午後1時00分 開 会

- 学校教育課長 8月の定例会を始めさせていただきます。
本日、石川委員のほうから欠席の連絡がございました。
定足数に達しておりますので、会議のほうは成立しております。
それでは、中村委員長、開会宣言のほうをお願いいたします。
- 委員長 まず、本日の傍聴人はございません。
それでは、8月の定例教育委員会を開会いたします。よろしくお願ひします。
- 学校教育課長 ありがとうございます。
それでは、今後の進行については、委員長のほうでよろしくお願ひいたします。
- 委員長 議事録指名委員は、北嶋委員さん、よろしくお願ひします。
本日、議案はありません。報告事項のみになります。
早速入りたいと思います。
最初に、報告第25号 結城市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、お願ひします。

◎報告第25号 結城市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

- 学校教育課学務係長 それでは、資料の2ページをごらんいただきたいと思います。
報告第25号 結城市教育委員会事務決裁規程の一部改正について。
上記のことについて、別記のとおり報告する。
平成29年8月25日提出、結城市教育委員会教育長、小林仁。
次に、3ページをごらんください。
結城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令、結城市教育委員会事務決裁規程、昭和48年結城市教育委員会教育長訓令第1号を次のように改正してございます。
別表第1の19、旅行命令及びその復命の受理、職員の職務に専念する義務の免除及び年次休暇等の付与、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務の命令に関しまして、教育長、教育部長、課長の決裁区分の一部を変更並びに、損失補償及び損害賠償の決裁に「市長部局合議」を追加するものになります。
公布文が3ページから4ページ、5ページから6ページが新旧対照表となっております。
改正の趣旨でございますが、文書の決裁を受けるに当たり、制定当初から現在までに実情に即しない形が出てきておりますので、実情に即したものに改正するものになります。
市長部局の結城市事務決裁規程が同様の趣旨により、4月14日付で改正されておりますので、これに合わせるものになります。
以上、ご報告させていただきます。よろしくお願ひいたします。
- 委員長 それでは、ただいまの報告につきまして、委員さん方から何かご質問等

ありましたら。

私からいいですか。実際にその流れというのは簡単にいうと、これ、今ちょっと私、初めて見て、すみません、勉強してなくて、見ただけなんです、簡単にいうとどういうことなんですか。

○学校教育課学務係長 5ページと6ページの新旧対照表を見ていただくのが一番わかりやすいと思います。5ページにあります5番の旅行命令でいいますと、課長が3日以上と2日以内に出張する場合、これまで部長と教育長で決裁が分かれていたんですが、これは全部部長に一本化でいいたろうということで、改正になっています。また、6ページにいきますと、これまで部長及び課長については教育長の決裁が必要だったものを、部長に関しては教育長、課長については部長というような形で、実態に即した形に変更してございます。

○委員長 簡素化というか、効率化をしたということですか。

○教育長 細分化されていたのが大枠になったというふうに考えればいいと思います。

○委員長 そういうことでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 じゃ、続きまして、教育長報告に移ります。
教育長、お願いします。

◎教育長報告

○教育長 かしこまりました。
資料7ページをごらんください。

教育長報告。

平成29年度茨城県市町村教育長協議会夏期研修会等について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

平成29年8月25日提出、結城市教育委員会教育長、小林仁。

8ページのほうにお進みください。

1番の茨城県市町村教育長協議会夏期研修会、7月26日にホテルレイクビュー水戸のほうで実施されたところでございます。主な内容は、予算書の要望ということが教育長会議の中で、県の予算について要望を出していくというのが大きな部分でございますが、あわせてさまざまな課題について協議というようなことでございます。

1番の義務教育課長のほうからの講話をいただいたところですが、その抜粋として、①から⑦まで記述をさせていただきました。よりよい職場環境づくりということで、服務規律、コンプライアンス、これが教職員のいろいろな信頼、学校教育の信頼を得るためにしっかりしていこうということが再度あったところでございまして、坂東市のほうでも教員がロッカー等にカメラを設置してというような報道があったところでございますが、そういうことも含めて、各学校の再点検、そのようなことがあったところ

でございます。

また、学校コンプライアンス推進委員会というのを今、各学校に設置しているんですが、ここに外部の方、いわば教職員だけじゃなくて評議委員さんであるとかP T Aの会長さんであるとか、または企業の方であるとか、そういった方にも入っていただいて、多面的な多角的な視点から、コンプライアンスについて協議していく場も設けていこうと。これは全ての小中高、県立学校も含めてですが、100%に今年度中にしてほしいというようなことで指示があったところでございます。

②の長期在職者につきましては、昨年度の異動状況でございますが、同校6年以上、同教委10年以上の教職員については、広域的な範囲で異動を、ライフプラン等も加味しながら積極的に行っていくと。その結果がそこに出ているような状況でございます。さらに長期在職については積極的な異動を考えていきたいというような話でございます。

③の全国学力・学習状況調査につきましては、この8月28日に新聞報道等を含めて発表があるところでございます。市のほうには18日現在で、結果は届いているところでございます。また、各学校には、21日に結果が提供されていると。その内容をしっかり分析をして、事業の改善に役立てていると。課題、また成果、そういうものも含めて現在その作業に入っているところでございます。

④の新学習指導要領の改訂及び移行措置ということで、1つ目の黒点でございますが、新学習指導要領への移行ということで、小学校は30年、31年、この2カ年をかけて段階的に新しい学習指導要領に移行していくと。中学校は30年から32年度にかけてというようなところでございます。道徳については、前回、教育委員会のほうで教科用図書について採択をいただいたところでございます。また、授業の内容も、例えば小学5年生でやっていたものを小学4年生でやるとか、反対に、この教科では5年生でやっていたものを6年生で学習するとか、そういう内容の、学習する状況が変わってきますので、その辺をしっかりと確認をしながらやっていくと。これは今後9月に県全体で、各教務主任が招集かかりまして、研修会が行われるところでございます。

⑤幼児教育充実事業と。幼児教育、保育所、それから幼稚園と小学校の円滑な接続ということで、そのための研修会を各市町村で実施するようということで、昨年度から実施しているところでございますが、8月22日、結城南中学校の図書室をお借りまして、県のほうからも指導主事等、また、指導員等が参って研修をしたところでございます。

⑥のいじめ防止対策推進法に基づく対応の徹底、これは通知につきましては、お隣の9ページのほうに、県のほうから6月14日付で来ているところでございます。その概要につきましては、10ページのほうに、いじめの重大事態ということで今、取手市のほうで大変な話題、問題になっているところでございますが、県のほうでその調査のための組織を立ち上げる

ため、これから条例とかそういうものを調べながらやっていくというようなことを聞いているところです。これは市においても、重大事態に対しては速やかに対応できるように、平時から調査委員会が設置できているようにというような通知があるところと、それから、日頃の学校で起こったいじめについて、起こった段階で教育委員会のほうに報告が来る、そういう体制をしっかり整えていくというようなことで、再度確認をされているところでございます。これについては、現在、結城市でもその取り組みを実際に行っている。

あわせて、いじめの解消については、大体3月ぐらいを目安に、解消というのは1週間とか2カ月とかではなくて、3カ月ぐらい、その状況が改善されているということを一応目安にするべきだと。ただ、それで終わるんではなくて、当然それ以降も、人間関係とかそういう部分も含めて丁寧な見守り、関わりをしていかななくちゃならないというようなところがございます。

詳細につきましては、参考に9ページ、10ページに県からの通知をつけさせていただきました。また、県のいじめの問題の対応について、11ページから12ページに具体的内容なども資料として提示されたところがございますので、参考にいただければと思います。

続いて、⑦の携帯電話、インターネット等の適切な利用、これにつきましては、各小中学校において、児童生徒には情報モラル教育というようなことで、外部指導者等を招聘しながら、子供たちの情報モラルを高める、危険性も含めて学習しているところですが、保護者の取り組みも、保護者の啓発ということで、現在、特に小学校の早い段階ということで、今、4年生とかその辺の児童等も含めて対応していかななくちゃならない、そういう中では、保護者に早い段階からインターネット社会ですかね。そういうものについての啓発をしていく必要もあるだろうということで、各学校で、保護者にも呼びかけて今取り組んでいただいているところがございます。

13ページから14ページでございますが、これは県で、携帯電話、インターネット等の適切な利用についてということで、調査したものの結果の概要でございます。今回、小学生は4年生から、4、5、6、これは抽出で調査はしているということでございますが、各学校の1学級とか、そういう状況で。中学生については今年度も同じようにとっている、抽出でとっているということでございます。前回よりも4年生を新たに加えたというところです。

1の(2)のところを見ていただきますと、このインターネットの接続機器というのが、自分たちはどうもパソコンとかスマホというイメージをするんですけども、もう小学生は携帯ゲーム機とかそういうのでネットへつながっている、この辺がやはり早い段階から保護者のほうにネットの危険性とかそういうものも含めて、ともに子供たちに必要な関わりができるような研修をしていく必要があるという根拠になっているところかなと

思います。

内容についてはこの辺を参考にしていただければと思います。

また8ページのほうに戻っていただきまして、2番の市町村教育長協議会の①は予算要望で、今回は教職員にもう講師がいないということで、これは全国的な問題がありまして、それについても早急な対応をお願いしたいと。予算の中にそういうことも含めた要望をとということで意見が出たところでは。

この内容については、代表の教育長さん方が改めて県の教育長、現在の教育長さんや各課長さんがいるところでの要望事項を行っていく、今後行っていくところがございます。

②のコミュニティスクールについては、法改正で、これから地域と一体となった取り組みということで、積極的に取り組んでいこうと、市町村の判断でということで法改正されたところですので、今後十分検討していく必要があるのかなと、そういう内容の研修をしたところがございます。

③のキッズウイークは、学校休業日の分散化ということで、今後、各市町村に国のほうから夏季休業の何日かを別なところへ持って行って、別な日に、1週間ぐらい休暇がとれて、親子の触れ合いであるとか、旅行なども含めた、そういう機会を充実させようという流れなんですけど、これは一部の地域でやって成り立つようなものではないだろうから、ある程度のエリアが必要だし、当然、企業の方が休めなければ、または保護者が休めなければ、一緒に触れ合いはできないわけですので。今後、こういう話題が国から出てきているので、いろんな協議、また検討がされていくところだろうと。なかなか難しいものがあるなというようところで話題になったところがございます。

2番の29年の第3回定例会、議会のほうでございますが、そこにある日程で予定がされているところがございます。

3番、その他としまして、(1)から(6)にまとめさせていただきました。

(6)全国大会等の結果、別紙参照ということでお手元に結果表があるかと思えます。結城中のほうが全国大会のほうに出ておりまして、まず陸上のほうで、リレーのほうは残念ながら予選敗退、そして池場君の110メートルハードルでございますが、右側に全国大会の結果が書いてあるところがございますが、予選は、十何組があったようですが、その中で2着で、タイムで拾われて準決勝ですね。でも、この準決勝へ進出するというのはすごいことで、3組かな、準決勝で走れるレースは。そういう状況の中で頑張る。残念ながら決勝のほうへは進出はできなかったところですが、非常にすばらしい活躍をしてくれた。自己ベストをマークしたというようなことでございます。

3番の結城中の柔道の団体でございますが、右側の全国大会のところでは、予選リーグで1勝1敗、京都学園中には3対2で勝利、そして愛知県

の大成中、これが1対4で敗れたわけですがけれども、1勝1敗と。大成中は団体で全国1位でございます。このまま勝ち上がって行って、そこと同じグループに入っていたというような状況がございます。予選リーグで残念ながら敗退ではございますが、そういう状況では非常に活躍をして、また、今日は個人戦を、4番のところにある井桁君と臼倉君、現在1回戦のほうは勝利しまして、そこに丸で右側を書いてあります、秋田県の坂本選手、臼倉君は大阪府の中嶋選手ですか、そちらに勝利して、2回戦に今進んでいると。現在行われているところでございます。

そのほか、空手とかその他の部分で、この夏までに全国大会とか県大会とか、そういうところで活躍した選手については、市長の表敬訪問を9月5日に、今調整をして予定を進めているところでございます。

以上、教育長報告ということで報告させていただきます。よろしく願いします。

○委員長 ありがとうございます。

皆さんのほうから何かあったら。

岩崎委員、お願いします。

○岩崎委員 今、教育長からの報告の中で、一番最初のよりよい環境づくりの中の服務規程、この中のわいせつ行為があったということなんですが、結城市においてはそういうことはないと思うんですけども、今現在、南中において、過去3回にわたって……

○教育長 盗難。

○岩崎委員 あれは犯人がわからない以上、今回、3回目のときは、大分内部の状況を把握したような犯行のように見えたので、犯人がわからない以上、外部なのか生徒なのか、もしくは職員なのかということはないと思うんですけども、でも、こういうふうな状況もあるということですので、そういう多方面にわたって、ちょっと警戒していただくのと、いつも年度切りかえとかそういうときに起きたりもしているので、ちょうど夏休みが終わって、新しい新学期というところで、そういうことがまだ起きていないということで、ちょっと注意を喚起していただければと。

○教育長 ありがとうございます。

確かにもうね、そういうちょっと変わったところとか、また別な視点で動き出しているときとかにそういうことが起こりがちだと。当然これまでも繰り返されているわけですので、今後の再発防止というのはもう当然力を入れていくということで、再度確認をして進めていきたいと思えます。ありがとうございます。

○委員長 そうですね、これはそんなことはないと思うんですけども、学校も危機感を持って、懸念材料の一つだと思うんです、これは。そのほかにこの9月というのは特に中学校について、子供の動向というか、悩んでいる子供の動きとか、これはかなり神経使って動いていると思うんですけども、そういう中の一つとして、やっぱり新しい学期を出発するに当たっては、気

持ちも出発するというので。そういう懸念材料が早急に解決ができればいいかなと私も思っていますね。

○教育長 子供たちも非常に生徒会とか、そういうものも充実して取り組んでくれていますので、さらに輝いて成果が出るようにするためには、マイナスのそういう残念な結果が伴わないような、そういう体制をしっかりと確認していきたいと思います。

○委員長 教育長報告で何かあとどうですか。
北嶋委員。

○北嶋委員 キッズウイークというところ、やっぱり親の仕事のお休みの日と難しいと思うんですけども、夏休みの宿題のことなんかも昨日テレビでやっていて、たくさん量が出て大変で、感想文とかをみんなネットで購入するようなこと……

○教育長 随分ニュース等で報道されていますね。

○北嶋委員 今はみんなお父さんもお母さんも忙しくて、子供たちが結構学童に行っているような状態で、お家に来てからまた宿題やったり、次の準備をさせたりというのもすごく大変なようで、もうちょっと目をかけてくれればいいかなというのが、親のほうが目が届かない部分を私なんかはすごく感じるの。休みがあるのがただうれしいという状態じゃなくなっているの、そこら辺が実際にやるときはどんなふうになってくるかなというのがちょっと心配な部分が多いです。

○教育長 全てのというか、9校、小学校についていえば、全校登校日というのを21日に7校、前の週の18日に2校実施しています。これはある程度課題とかそういうものを計画的に取り組んで、それを登校日に持ってくる。当然終わっていない子供たちも中にはいるでしょうから、そういう子については、その後、9月1日までにまた進められるようなアドバイスもしながら取り組んでいるところですので。そこである程度、子供たちについての様子などを把握しながら、先ほど中村委員長がおっしゃっていましたが、9月1日に向けてというのは、非常に子供たちが不安定な時期でもありますので、そういう部分で丁寧に見取って関わっていくと。

中学校の場合には、どちらかという全校登校日は設けていなくて、学びの広場ということで、1・2年生が取り組んで、希望参加ではありますが、原則全員というような形で。そして、3年生については、学校によってさまざまな取り組みをしている、全員を、また希望者をというようなことで。さらには部活動もありますので、そういう中での子供たちへの関わり、そういうものを見ているところです。なかなかお家の人はずっとついていてということとは当然あり得ない状況でございますので、家庭の中では。計画的な生活も含めて。この9月1日に向けて、さらに気になるお子さんとかそういうところには丁寧な関わりをしていただくようなことで確認をしているところでございます。

○委員長 休業日に関しては、いろいろ模索を今しているところだと思うんですよ

ね。1つは、教職員のオーバーワークというか、そういうこともありますけれども、子供ももちろんそれに関わるところが出てくる。学校を休めば、休業すれば今後はどうなるのか、じゃ、親はどうなるのか。難しいですよ、かなりね。何か分散化というのがありますけれども。諸外国なんかでは、結構秋口、長いんですね、外国の場合はバケーションが。だから、そういう中で自由に結構、家族の触れ合いはできるんでしょうけれども。むしろ日本の場合には、あれどうなった、この前ちょっと話題に出しましたけれども、池田町と言いましたか、半分ぐらいに縮小しちゃったんですね、夏季休業日をね。そういうのもあるし、かなりこれからは各自治体というか、単位で考えていかなければならないかなということが出てくるかと思えます。

○教育長　このキッズウィークの大きな狙いは触れ合いという部分もあるけれども、観光の部分での一極集中じゃないですけれども、もうその混雑を分散するというのが大きな経済効果を狙っている部分だと思うんですよ。ですから、これはかなり関東ブロックとか東北ブロックとか、広いエリアでやるのであればやっていかないと、多分無理があるのかなというか、成果がないのかな。同時にそれが本当にうまく機能するのかなどうかも、随分話題になっていたところですよ。

○委員長　ところで全国学力調査は、アウトラインでも私らのほうに報告がありますか、あるとしたらいつごろ。

○教育長　こんな状況だというのは……

○委員長　次の教育委員会あたりには。

○教育長　報告できると思います、全体的な状況を。

○委員長　何といっても学力向上が私たち結城市の場合には求められるところですし、学校側も頑張っていて、この前も研修で、学校のリーダー研修の中に参加させてもらって。やっぱりメインは学力向上なんだけれども。学力向上というのは、やっぱり子供に学力を与えるということは私たちの側の責任だし、それが生きるすべになってくると思うんです、なおさらね。そういったのをやっぱり、親御さんなんかもそれがちょっと、まだまだ意識が薄いんですね。だから、これからは財産ですからね、学力は。自分で丈夫な体と学ぶ力、生きていく力というのは学力ですから。そういったのを全体で共有していかないといけないんじゃないのかなと。

それでは、来月ということで。

○教育長　次回に。

○委員長　ありがとうございました。

○学校教育課長　それでは、委員長のほうから閉会宣言をよろしくお願いします。

○委員長　8月の教育委員会定例会を閉会したいと思います。
ご苦労さまでした。

上議事録は事実に相違するところがないことを認め、下に署名する。

結城市教育委員会委員長

結城市教育委員会委員